



带状疱疹のつらさ、 予防接種で防ぎましょう！

● 带状疱疹とは？

带状疱疹は、多くの人が子どもの時に感染する「水痘（水ぼうそう）」のウイルスが原因で起こります。

その発症率は50歳代から高くなり、日本では80歳までに約3人に1人が発症するといわれています。

発症すると、体の片側の一部にピリピリとした痛みがあらわれ、その部分に赤い発疹がでてきます。発疹が治った後も、約2割の方に長い痛みが続くことがあります。

● ワクチン

带状疱疹ワクチンは2種類あり、接種方法や回数などに違いがあります。

名称	ビケン	シングリックス
種類	生ワクチン	不活化ワクチン
回数	1回	2回（2か月後に2回目接種）
任意接種費用（※1）	8,000円程度	22,000～25,000円程度／回
接種方法	皮下注射	筋肉内注射
予防効果（※2）	4割程度	9割程度

（※1）費用は医療機関により異なります。

（※2）接種後5年時点。予防効果は年齢等により異なります。



● 助成内容

	定期予防接種	任意予防接種
対象者	(1) 年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳を迎える方、101歳以上の方 (2) 接種日当日60歳～64歳以下で、 <u>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害</u> があり、日常生活がほとんど不可能な方 ※接種券は、令和7年6月下旬から順次発送します。	(1) 接種当日50～59歳の方 (2) 接種当日60歳以上の者で、令和6年度に不活化ワクチンの1回目を接種した方（ただし、定期予防接種対象者を除く。）
自己負担額	・ビケン 4,900円 ・シングリックス 18,000円／回 ※生活保護受給世帯の方は接種券（自己負担額：無）が郵送されます。 ※市民税非課税世帯の方は、次のいずれかの方法で無料で接種できます。 (1) 介護保険料納入通知書等、浜松市が発行した通知書又は証明書等により、世帯全員の市民税が非課税であることがわかる書類を医療機関に提示する。（市への申請は不要。） (2) 接種する前に、健康づくりセンターで自己負担金の免除申請をする。 ※接種後の払い戻しはできません。	接種料金から3,500円を差し引いた額（免除制度はありません。） 書類の例 ・介護保険料納入通知書（明細書） ・介護保険料特別徴収通知書 ・介護保険負担限度額認定証 令和7年度分は、令和7年7月下旬に、介護保険課から順次、ご自宅あてに郵送されます。再発行はできませんのでご注意ください。

● 接種場所

浜松市内の委託医療機関



※市HPで確認できます。事前に医療機関にご予約ください。やむを得ず上記医療機関以外での接種を希望する場合はお問い合わせください。

委託医療機関一覧はこちら→

（「带状疱疹」に〇がついている医療機関）



<問い合わせ先>

ご不明な点はお近くの健康づくりセンターへお問い合わせください。

【中央健康づくりセンター 中央区役所内】	Tel053-457-2891
【中央健康づくりセンター 東行政センター内】	Tel053-424-0125
【中央健康づくりセンター 西行政センター内】	Tel053-597-1120
【中央健康づくりセンター 南行政センター内】	Tel053-425-1590
【浜名健康づくりセンター 浜名区役所内】	Tel053-585-1171
【浜名健康づくりセンター 細江健康センター内】	Tel053-523-3121
【天竜健康づくりセンター 天竜保健福祉センター内】	Tel053-925-3142

詳しくは市HPへ→



または

带状疱疹

検索